

就学援助の対象基準・所得基準額・申請等について

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①生活保護基準の1.4倍の要求に対して、1.5倍3市町、1.45倍1市、1.4倍1市で、要望の1.4倍以上としているのは5市町村(9%)である。他は1.3倍以上1.4倍未満18市町(33%)、1.2倍以上1.3倍未満20市町(37%)となっている。基準の回答がないのが8市町村ある。
- ②相次ぐ生保基準の切り下げで、以前の基準で対応しているところは倍率が上がるなどしており、実際の判断は認定または所得基準額で見えていくことが大切と言える。
- ③申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが35市町村(65%)あるが、市町村窓口のみが13市町村(24%)、学校のみが6市(11%)となっている。両方の窓口が必要と言える。

	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
	生活保護の基準	支給対象者項目・生活保護基準引き下げへの対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
合計	—	—	—	—	13	6	35
1 名古屋市	1.00			3,163,000		○	
2 豊橋市	1.30		2,254,000		○		
3 岡崎市	1.23	18年度1.26→19年度1.23	世帯数により変動			○	
4 一宮市	1.20	改定前の基準額にて算定している	世帯構成によって異なる				○
5 瀬戸市	1.25						○
6 半田市	1.30	※基準額は2018年度回答					○
7 春日井市	1.20	H25年7月時点の生活保護基準額を用いて算定					○
8 豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ					○
9 津島市	1.00	①～⑦・⑩の基準、引下げ前基準適用、H25年7月時点の生活扶助基準の見直し前の生活保護基準額の1.0倍			○		
10 碧南市	1.20	①～⑩	所得140万円以下は一律で認定				○
11 刈谷市		生活保護基準を審査の基準としていない					○
12 豊田市	1.30	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認等で認められた場合は認定する				○	
13 安城市	1.20					○	
14 西尾市							○
15 蒲郡市	1.30	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも事情があれば認定					○
16 犬山市	1.40	特別支援教育就学奨励費					○
17 常滑市	1.30						○
18 江南市	1.20	H25年度当初の生活保護基準で審査					○
19 小牧市	1.30						○
20 稲沢市	1.20				○		
21 新城市	1.30						○
22 東海市	1.30		世帯により算定のため算出不可				○
23 大府市	1.45				○		
24 知多市	1.30	②～⑧、⑩の基準を適用	基準生活費による				○

	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
	生活保護の基準	支給対象者項目・生活保護基準引き下げへの対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
25	知立市		児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている				○
26	尾張旭市	1.25	①～⑨の基準を適用				○
27	高浜市	1.0又は1.5	ひとり親家庭は1.5倍				○
28	岩倉市	1.20	①～⑧、⑩の基準を適用				○
29	豊明市	1.50			○		
30	日進市	1.50	①～⑨の基準を適用				○
31	田原市	1.25				○	
32	愛西市	1.20			○		
33	清須市	1.30			○		
34	北名古屋	1.20	①②③⑤⑥⑦⑩の基準を適用				○
35	弥富市	1.20					○
36	みよし市	1.30				○	
37	あま市		①～⑧、⑩の基準を適用		○		
38	長久手市	1.35					○
39	東郷町	1.30			○		
40	豊山町	1.20	②～⑧・⑩を適用、「生活扶助×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算」		○		
41	大口町	1.20					○
42	扶桑町	1.20		定めていない			○
43	大治町	1.20					○
44	蟹江町	1.20		持家1,970,000 借家2,590,000	持家2,460,000 借家3,110,000		○
45	飛島村				○		
46	阿久比町	1.30					○
47	東浦町	1.30	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の基準を適用				○
48	南知多町	1.30					○
49	美浜町	1.30	①～⑩の基準を適用				○
50	武豊町	1.30					○
51	幸田町	1.50					○
52	設楽町		①③⑦などの基準を適用				○
53	東栄町		②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の基準を適用			○	
54	豊根村		生活保護及び生活保護に準ずるものを教育委員会が認めたもの			○	

就学援助支給対象者項目

- ①生活保護受給者
- ②生活保護を停止または廃止された者
- ③市民税非課税または減免された者
- ④個人事業税または固定資産税が減免された者
- ⑤国民年金保険料が減免された者
- ⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者
- ⑦児童扶養手当が支給された者
- ⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者
- ⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者
- ⑩その他経済的に困窮している者